インフルエンザの出席停止期間が，平成24年4月から次のように変更になっています。（学校保健安全法施行規則第１９条　出席停止期間の基準　インフルエンザにあっては，発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日を経過するまで。）抗ウィルス薬の服用によって，熱が早く下がるようになり，以前の期間のままでは，感染力が残った状態で登校するケースが増えてきていることから変更されたものです。熱が下がっても元気なのに…と思われる場合もあるとは思いますが，集団での流行拡大を防ぐために必要な措置ですので，ご理解とご協力をお願いします。

「発症した後５日を経過」し，かつ，「解熱した後２日」とは，最低「発症した後５日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります。（発症後４日目以降に解熱した場合（例４・例５）は，出席停止の期間が延期されます。）

発症日（当日0日目）は，病院に受診した日ではなく，インフルエンザ症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。そのため病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。

インフルエンザ出席停止早見表		発症日 (発症当日0日目) 38℃程度の発熱	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後５日を経過した後		
								発症後 ６日目	発症後 ７日目	発症後 ８日目
例1	発症後 １日目に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目			登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後 ２日目に解熱 した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目		登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後 ３日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後 ４日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後 ５日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	